

4月1日(土)開始

マイナンバーカードを使った 住民票などのコンビニ交付

今月の
イチ面



マイナンバーコールセンター
☎782-9922 ・ ☎775-9827

4月1日からマイナンバーカード(個人番号カード)を利用して、全国の主要なコンビニエンスストアの店舗内に設置されているマルチコピー機(コンビニ端末機)で、住民票などの証明書が取得できます。

便利

夜間や休日でも
取得できる

簡単

簡単な端末操作で
取得できる

安心

専用ネットワークと
高度なセキュリティで
個人情報を保護



■開始日

4月1日(土)

■利用できる店舗・時間

店舗／マルチコピー機が設置されている全国のコンビニエンスストア(セブン-イレブン、ローソン<ローソンストア100は除く>、ファミリーマート、サークルK、サンクス、セーブオン、セイコーマート)

時間／6時30分～23時(12月29日～1月3日とメンテナンス日を除く) ※店舗の場所は、各社のホームページを参照してください。

■利用できる人

上尾市に住民登録があり、マイナンバーカードを取得した人で、次の①②のいずれにも該当する人

- ①暗証番号(4桁)の登録をしている
- ②「利用者証明用電子証明書」をマイナンバーカードに搭載している ※マイナンバーカードの申請時に「利用者証明用電子証明書」を希望していない場合は、コンビニ交付を利用できません。

■利用方法

- ・マイナンバーカードを用意して、マルチコピー機のメインメニューから「行政サービス」を選び、画面の案内に従って操作をしてください。端末操作には、登録した暗証番号(4桁の数字)の入力が必要です。
- ・暗証番号は他人に知られないように注意してください。
- ・暗証番号を3回間違えると利用できなくなります。また、暗証番号を忘れた場合は教えることはできませんので、マイナンバーカードを用意して、直接、市民課で暗証番号の設定変更手続きをしてください。

■取得できる証明書・手数料

証明書の種類	手数料	備考
住民票の写し	150円	・本人・同一世帯の人の分を取得できません ・除票は取得できません ・個人番号・住民票コード記載のものは取得できません
印鑑登録証明書	150円	・本人以外のもは取得できません ・印鑑登録してあるものが取得できます
戸籍事項証明書(戸籍謄本・抄本)	450円	・本人・同一戸籍の人の分を取得できません ・除籍、改製原戸籍は取得できません
戸籍の附票の写し	150円	・本人・同一戸籍の人の分を取得できません ・除籍は取得できません
課税(非課税)証明書	150円	・本人以外のもは取得できません ・未申告者は取得できません

・戸籍の証明書は、本籍地が上尾市であれば市外に在住の人でも取得できます。ただし、事前に取得のための利用登録が必要になります。

・同居であっても、住民登録上、世帯を分けている場合は他の世帯の人の住民票の写しは取得できません。

・戸籍の届出をした場合、証明書に反映されるまで1～2週間程度かかります。利用の前に、記載処理が完了しているか市民課へ確認してください。

■注意事項

- ・コンビニ交付で利用できるのはマイナンバーカードだけです。住民基本台帳カード、通知カード、印鑑登録カードは利用できません。
- ・コンビニ交付で取得した証明書の交換・手数料の返金はできません。内容をよく確認し、操作をしてください。
- ・条例により手数料が免除になる場合は、コンビニでは対応できません。市役所、各支所・出張所にお越しください。
- ・住居情報の保護措置など、証明書の発行制限の手続きをしている人はコンビニ交付を利用できません。